

自然体験事業者受入体制強化補助金（感染防止対策強化）募集要領

第1 趣旨

本補助金は、多くの方が三重県で安全安心に自然体験を楽しむことができるよう、県内の自然体験活動事業者における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を支援するものです。

第2 補助対象事業

各事業者が作成した「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づき、感染防止対策として行う衛生用品の購入や設備導入に必要な経費への補助を行います。

具体例として、

- ・アルコールなどの消毒液、マスク、フェイスシールド、非接触体温計の購入
- ・自動手指消毒器、スクリーン、パーテーションの設置 等

第3 応募の要件

自然体験を目的とした観光客を受け入れている事業者であって、次の全ての要件を満たす者とする。ただし、令和2年9月18日までに当該事業により交付決定を受けている者は除きます。

- (1) 対象となる施設・事業所が県内にあり、県内で自然体験事業を実施していること。
- (2) 令和2年11月1日以前に開業しており、営業の実態があること。
- (3) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 三重県暴力団排除条例(平成22年三重県条例第48号)以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団
 - ロ 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - ハ 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- (4) 前号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。
- (5) 三重県観光局発出の「県内観光事業者向けガイドライン作成の手引き」等を参考に「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を作成し、感染拡大防止対策が明確になっていること。

第4 補助金額

1 団体あたり 10 万円を上限に予算の範囲内で補助します。

第5 応募に必要な書類

- (1) 交付申請書(第1号様式)
- (2) 法人にあつては、法人登記事項証明書の写し、個人にあつては、本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート等)
- (3) 県内で自然体験事業を実施していることが分かる資料(活動状況の写真等)
- (4) 対象となる施設・事業所が県内にあることが分かる資料
- (5) 令和2年11月1日以前に開業しており、営業の実態があることが分かる資料
- (6) 事業者において作成している「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

第6 事業期間

本事業期間は、令和2年11月1日から令和3年1月29日までとなります。

ただし、事業期間はこれより短くても差し支えありません。

交付申請書「5 事業経費」に記載の内容については、令和3年1月29日までに、契約等に基づく納品、支払いも含めて全て完了してください。

令和3年1月29日を過ぎて支払った経費については、対象となりませんのでご注意ください。また、支払いを行ったのが11月1日以降でも10月末以前の発注に係る経費は対象外となります。

第7 応募方法

交付申請書(第1号様式)を作成のうえ、添付書類とともに、募集期間内に郵送にて下記応募先まで提出してください。

(1) 応募期間

令和2年11月2日(月)~令和2年11月30日(月)【消印有効】

(先着順ではありません。)

(2) 提出方法

郵送のみ

(3) 問合せ先・申請書の提出先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県庁 農林水産部 農山漁村づくり課

TEL: 059-224-2518

第8 申請内容の審査

提出書類について、以下で定める内容が満たされているか審査を行います。以下の内容を満たさない申請については、補助対象外とする場合もあります。

なお、審査は提出書類をもって行います。

【審査項目】

- (1) 事業者において作成している「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」が、各々の自然体験事業者が実施している体験内容に則していること。
- (2) 交付申請書「4 事業内容」が、事業者において作成している「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」の取組に添ったものとなっていること。

第9 補助事業者の義務

本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 本事業を中止又は廃止しようとする場合には、事前に承認を得なければなりません。この場合、既に着手した本事業の支出済み経費については、交付決定にかかわらず補助金の交付を受けることはできませんので、ご了承ください。
- (2) 本事業を完了したときは、その日から起算して20日を経過した日まで又は令和3年1月29日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（第4号様式）を提出しなければなりません。
- (3) 本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

第10 その他

- (1) 補助金の支払いについては、精算払いとします。
- (2) 本事業の進捗状況確認のため、三重県が実地検査に入ることがあります。